## 肝炎医療費受給者申請に関するマイナンバー利用のお知らせ

鹿児島県保健福祉部感染症対策課

令和元年7月1日から、個人番号(マイナンバー)の利用により、申請書類の一部の提出を省略できるようになりました。

提出省略を希望する場合は、個人番号(マイナンバー)提供書に、マイナンバー等必要事項を記載し、個人番号(マイナンバー)提供書の提出と併せて、マイナンバー確認書類及び身元確認書類を提示してください。(※)

※ 鹿児島市にお住まいの方は、鹿児島市保健所又は県庁感染症対策課感染症保健予防係に御持参 (又は郵送(書留)) ください。

◎肝炎医療費助成制度では、マイナンバーを活用して、その番号の方の医療保険情報、地方税関係情報を市町村に照会し、得た情報に基づき自己負担限度額の決定に利用します。(これを「情報連携」といいます。)

情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

# ◆省略することができる申請書類

マイナンバーを提供いただいた場合は、次の①、②、③の申請書類について提出を省略することができます。

- ① 世帯全員分の住民票の写し
  - <u>同一住所内に複数世帯が存在する場合は、省略できません</u>ので、これまでどおり市町村役場で取得し、御提出ください。
- ② 世帯全員分の市町村民税の課税年額を証明する書類 課税証明書または市町村が発行する市町村民税の決定通知書の写し
- ③ 申請者の医療保険の資格情報が分かる書類

申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」(あらかじめマイナポータル画面からダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを含む。)等、申請者の医療保険の資格情報が分かる書類(以下、「申請者の医療保険の資格情報が分かる書類」という)

なお、経過措置として、令和6年12月1日時点で発行されている健康保険証は最大で1年間、 従前のとおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更が ない限り、健康保険証の写しによる提出も可能です。(以下同じ)

マイナンバーの利用による提出省略を希望しない場合は、上記の①、②、③を提出してください。 鹿児島市にお住まいの方は、マイナンバーを利用しなくても、承諾書にて鹿児島市保健所(各保健センター・保健福祉課でも可)で申請していただければ、これまでどおり①、②の提出は不要です。ただし③申請者の医療保険の資格が分かる書類の省略はできません。

※ マイナンバーの提供の有無が医療費助成の審査に影響することはありません。

# ◆申請書類の省略を希望する場合

- 1 個人番号(マイナンバー)提供書
- ・マイナンバーを利用した税情報の取得には、個人番号(マイナンバー)提供書において、<u>同一世</u> 帯員全員それぞれから直筆の署名による同意が必要となります。
- ・マイナンバーを利用した医療保険情報の取得には、個人番号(マイナンバー)提供書において、申請者のみ同意となります。(マイナ保険証利用)

## 申請者のマイナンバーが確認できる書類

次の(1)~(4)のうち,いずれか1つを提示してください。(代理人による来所申請の場合,提出書 類は写しでも可。)

- (1) 個人番号カード
- (2) 通知カード※
- (3) マイナンバーが記載された住民票 (4) マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

※ 令和2年5月25日以後において、通知カードでマイナンバーが確認出来る場合と出 来ない場合がありますのでご注意ください。

- 通知カードでマイナンバーが確認出来る場合
  - ① 通知カードの記載事項(氏名, 住所, 生年月日, 性別, 個人番号)の変更を行うべき事由が発 生しておらず、記載事項に変更がない場合
  - ② 令和2年5月24日までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが, 令和2年5月 24 日までに変更手続がとられており、令和2年5月25日以後変更を行うべき事由が発生し ていない場合
- 通知カードでマイナンバーが確認出来ない場合
  - ① 令和2年5月24日までに改姓や転居等により変更があり、かつ、令和2年5月24日まで に変更手続がとられていない場合
  - ② 令和2年5月25日以後, 改姓や転居等により記載事項に変更があった場合

#### 申請者(又は代理人)の身元が確認できる書類

次の(1), (2)のうち, いずれかを提示してください

- (1) 顔写真付きの書類(以下のいずれか1つ)
  - 個人番号カード

  - 運転履歴証明書
  - · 身体障害者手帳
  - 療育手帳

- ・運転免許証
- ・旅券(パスポート)
- 精神障害者保健福祉手帳
- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- (2)以外の書類(以下のいずれか2つ)
  - 公的医療保険の被保険者証

  - 児童扶養手当証書

- 国民年金手帳
- · 特別児童扶養手当証書

- ・源泉徴収票等官公署から発行された書類であって、「氏名・生年月日」又は「氏名・住 所」が記載された書類

#### ▶代理人による申請の場合

• 住民票

上記1~3の書類と代理権が確認できる書類の提示が必要です。

次の(1)~(3)のうち、いずれか1つを提示してください。

- (1)申請者の医療保険の資格情報が分かる書類、個人番号カード(通知カードは不可)、運転免許 証.旅券(パスポート)
- (2) 法定代理人 (未成年の親、後見人等) が来所申請する場合、戸籍謄本その他その資格を証明す
- (3)(2)以外の代理人が来所申請する場合. 申請者からの委任状

### 郵送(書留)による申請の場合

個人番号(マイナンバー)提供書の裏面に、申請者のマイナンバーが確認できる書類、申請者(又 は代理人)の身元が確認できる書類(写しでも可。)を貼付の上、提出してください。 貼付が困難な場合は、貼付せずにそのまま提出して構いません。

# ◆注意事項

- 1 マイナンバーを提供いただいた場合でも、情報連携による照会の結果によっては、これまでどお り住民票及び課税額証明書類、医療保険の資格情報が分かる書類の提出をお願いする場合がござい ますので、予め御了承ください。
- 2 その年(1月~6月に申請する場合は前年)の1月1日現在に住民票のあった市町村が、現在住 民票のある市町村と異なる場合(あるいは世帯員にいる場合)は、必ず申請時にその旨お申し出く ださるようお願いいたします。